

10-5

海查第 318 号 (平成 12 年 7 月 27 日付)

(船舶安全管理認定書等交付規則及び同運用通達の制定について)

海查第 318 号の 2

平成 12 年 7 月 27 日

殿

運輸省海上技術安全局長

谷野 龍一郎

船舶安全管理認定書等交付規則及び同運用通達の制定について

平素より当局の船舶安全行政につきご理解とご協力をいただいており、深く感謝申し上げます。

さて、すでにご承知のとおり、船舶の安全性の一層の向上を図るためには、総合的な安全管理体制を確立することが重要であるとの見地から、IMOにおいて国際安全管理コード（ISM コード）が策定され、1998 年 7 月から国際航海に従事する旅客船及び 500 総トン以上の油タンカー等に対し、ISM コードが適用されております。

このような状況において、運輸省においては、ISM コードが適用されていない内航船舶についても、前述の ISM コードに適合した安全管理体制を構築した場合には、これを認証するための任意の制度を創設することとし、このたび、「船舶安全管理認定書等交付規則（平成 12 年 7 月 27 日運輸省告示第 274 号）」（別添 1）及び「船舶安全管理認定書等交付規則運用通達」（別添 2）を制定いたしました。運輸省と致しましても、こうした任意制度が広く活用され、船舶の安全性の向上が図られることを切に期待しております。

つきましては、当該認証制度の趣旨をご理解のうえ、関係各位への周知方よろしくお取り計らい願います。

船舶安全管理認定書等交付規則運用通達

I. 対象船舶

船舶安全法施行規則第 12 条の 2 第 1 項の規定の適用のある船舶以外の船舶であつて次に掲げる船舶の種類を対象とします。

- ① 旅客船
- ② タンカー（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第 3 条第 9 号に規定するタンカーをいう。）
- ③ 液化ガスばら積船（危険物船舶運送及び貯蔵規則第 142 条に規定する液化ばら積船をいう。）
- ④ 液体化学薬品ばら積船（危険物船舶運送及び貯蔵規則第 257 条に規定する液体化学薬品ばら積船をいう。）
- ⑤ バルクキャリアー（船舶区画規程第 1 条の 5 に規定するバルクキャリアーをいう。）
- ⑥ 船舶安全法施行規則第 13 条の 4 第 1 項の規定に基づいて管海官庁の指示するところにより船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）第 2 条第 1 項に掲げる事項を施設した船舶（旅客船及び船舶安全法施行規則第 1 条第 2 項第 1 号に掲げる船舶を除く。）
- ⑦ 船舶安全法施行規則第 1 条第 4 項に規定する海底資源掘削船
- ⑧ その他の貨物船

II. 申請者

申請者は、船舶所有者、又は船舶管理人若しくは裸用船者その他の組織若しくは人であつて ISM コードに規定する義務と責任を負うこととなります。

実際に船舶の安全管理を行っている事務所を「安全管理会社」といいます。船舶所有者等が自ら船舶の安全管理を行っている場合には船舶所有者の事務所が安全管理会社となり、船舶所有者等が船舶の安全管理を委託している場合には受託している者の事務所が安全管理会社となります。

(注) 安全管理会社とは、ISM コードの「Company」をいいます。

船舶所有者等が船舶の管理を委託する場合は、船舶安全管理規程審査申請書の備考欄にその旨を記載することとなります。

III. 申請者に求められる内容

1. 申請者が構築する安全管理システムが、交付規則第3条第3項各号に規定する要件を満たしていること。
2. 安全管理システムを文書化した船舶安全管理規程を作成すること。
3. 船内に船舶安全管理規程並びに地方運輸局長、海運支局長又は事務所長（以下「管海官庁」という。）が交付した適合認定書の写し又は仮適合認定書の写し及び安全管理認定書又は仮安全管理認定書を備え置いていること。

IV. 審査の実施

1. 管海官庁の行う審査並びに適合認定書及び安全管理認定書等の交付
安全管理会社及び船内において安全管理に関する事項が適切に行われているかどうかについて管海官庁が審査を実施します。
安全管理会社において行われるべき安全管理に関する事項が交付規則第3条第3項各号の要件に適合している場合には、そのことを認定する適合認定書を管海官庁が安全管理会社に交付します。

適合認定書の交付後に、船内において行われるべき安全管理に関する事項が交付規則第3条第3項各号の要件に適合している場合には、そのことを証明する船舶安全管理認定書を管海官庁が各船舶ごとに安全管理会社に交付します。

2. 適合認定書及び船舶安全管理認定書の有効期間及び更新

(1) 適合認定書の有効期間

適合認定書に係る初期審査又は更新審査に合格した日から5年とします。ただし、適合認定書の有効期間が満了する日の6月前から当該期間が満了するまでの間に更新された場合は、当該適合認定書の有効期間が満了する日の翌日から起算して5年を経過する日までの間とします。

(2) 船舶安全管理認定書の有効期間

船舶安全管理認定書に係る初期審査又は更新審査に合格した日から5年とします。ただし、現有の船舶安全管理認定書の有効期間が満了する日の6月前から当該期間が満了する日までの間に更新された場合は、当該船舶安全管理認定書の有効期間が満了する日の翌日から起算して5年を経過する日までの間とします。

(3) 適合認定書及び船舶安全管理認定書の更新

更新は、適合認定書及び船舶安全管理認定書に係る更新審査において指摘された不適合が、当該認定書の有効期間内にすべて是正された後でなければ行われません。

3. 適合認定書、仮適合認定書、船舶安全管理認定書又は仮船舶安全管理認定書の失効

(1) 適合認定書等の失効

適合認定書又は仮適合認定書の交付を受けた者が次の各号に該当するときは、これらの適合認定書は失効します。

- ① 申請者の構築した安全管理システムが交付規則第3条第3項（第7号を除く。）の要件に適合しなくなったとき
- ② 申請者の構築した安全管理システムが適正に実施及び維持されていないとき
- ③ 年次審査を受けるべき時期に受けなかつたとき
- ④ 臨時審査を受けるべき事由が生じたにもかかわらず、臨時審査を受けなかつたとき
- ⑤ 船舶安全管理認定書又は仮船舶安全管理認定書を受有する船舶を管理しなくなつたとき

(2) 船舶安全管理認定書等の失効

船舶安全管理認定書又は仮船舶安全管理認定書の交付を受けた者が次の各号に該当するときは、これらの船舶安全管理認定書は失効します。

- ① 申請者の構築した安全管理システムが交付規則第3条第3項（第7号を除く。）の要件に適合しなかつたとき
- ② 申請者の構築した安全管理システムが適正に実施及び維持されていないとき
- ③ 中間審査を受けるべき時期に受けなかつたとき
- ④ 臨時審査を受けるべき事由が生じたにもかかわらず、臨時審査を受けなかつたとき
- ⑤ 適合認定書が失効した場合における当該認定書に係る船舶安全管理認定書

V. 審査の手続き

1. 適合認定書に係る審査（安全管理会社における安全管理に関する事項についての審査）

当該安全管理会社が管理するすべての船舶の安全管理が適切に実施されているかどうかを確認するための審査であつて、個々の船舶ごとに安全管理を確認するものではありません。当該審査に合格した場合には管海官庁は、適合認定書を当該安全管理会社に1通のみ交付します。安全管理会社に管理されるすべての船舶は、適合認定書の写しを備え置くこととなります。

(1) 審査の種類及び時期

審査の種類	時 期

適合認定書に係る初期審査	安全管理会社において行われるべき安全管理に関する事項につき初めて審査を受ける場合(船舶安全管理規程に関し船舶の航行の安全の確保に著しい影響を及ぼすおそれのある変更をしようとする場合を含む。)
適合認定書に係る更新審査	適合認定書の有効期間満了日の6ヶ月前から満了日までの間
適合認定書に係る年次審査	毎年の適合認定書審査基準日の前後3ヶ月以内
適合認定書に係る追加審査	管理する船種を増加させる場合(船舶安全管理規程に関し船舶の航行の安全の確保に著しい影響を及ぼすおそれのある変更をしようとする場合を除く。)

備考: a) 「適合認定書審査基準日」とは、適合認定書の有効期間が満了する日に相当する毎年の日をいいます。
 b) 「船種」とは、I.の①から⑧に掲げる船舶の種別をいいます。

(2) 審査の実施内容

審査の種類	実施内容
適合認定書に係る初期審査	<p>①船舶安全管理規程が交付規則第3条第3項各号(第7号を除く。)に規定している要件に適合していることを確認します。</p> <p>②船舶安全管理規程に基づき安全管理システムを適正に実施し、維持していることを確認します。</p> <p>③安全管理会社において船舶の安全管理が船舶安全管理規程に従って有効に実施されていること(安全管理会社において3ヶ月以上、各船種につき少なくとも1隻が船内において3ヶ月以上)を確認します。</p> <p>④③の確認内容には、安全管理会社が実施した年1回の内部監査の記録が明記されていることを確認します。</p> <p><船舶を新造した場合等の取扱いについては、VI.参照></p>
適合認定書に係る更新審査	<p>船舶安全管理規程全般を見直し、以下の事項を確認します。</p> <p>①船舶安全管理規程が交付規則第3条第3項各号に規定している要件に適合していること。</p>

	②安全管理会社において船舶の安全管理が船舶安全管理規程に従って実施されていること。
適合認定書に係る年次審査	安全管理会社において船舶の安全管理が船舶安全管理規程に従って実施されていることを確認します。
適合認定書に係る追加審査	<p>船種の増加に伴って変更しようとする船舶安全管理規程の該当部分を中心として、以下の事項を確認します。</p> <p>①船舶安全管理規程が交付規則第3条第3項各号に規定している要件に適合していること。</p> <p>②安全管理会社において船舶の安全管理が船舶安全管理規程に従って実施されていること。</p>

(3) 審査の申請

審査を受けようとする申請者は、船舶安全管理規程審査申請書（交付規則第1号様式）とともに以下の書類を安全管理会社の所在地を管轄する管海官庁に提出して下さい。

なお、管海官庁は、必要と認めた場合、追加の資料の提出を要求することがあります。

審査の種類	提出書類
適合認定書に係る初期審査	<p>①仮適合認定書の写し（当該認定書が交付されている場合に限る。）</p> <p>②船舶安全管理規程</p> <p>③安全管理会社の概要及び事業概要を記載した書類</p> <p>④審査記録簿</p>
適合認定書に係る更新審査	<p>①適合認定書の写し</p> <p>②前回の審査以降船舶安全管理規程が変更されている場合は、船舶安全管理規程の変更を説明する資料</p> <p>③審査記録簿</p>
適合認定書に係る年次審査	<p>①適合認定書の写し</p> <p>②前回の審査以降船舶安全管理規程が変更されている場合は、船舶安全管理規程の変更を説明する資料</p> <p>③審査記録簿</p>
適合認定書に係る	①適合認定書の写し又は仮適合認定書の写し

追加審査	②新たに安全管理の対象としようとする船舶の船種を記載した書類 ③船舶安全管理規程を変更しようとする部分の概要を記載した書類 ④審査記録簿
------	--

(4) 審査のための準備

- ① 船舶安全管理規程に係る書類、記録等を確認できるよう準備して下さい。
- ② 審査を受ける際、管理責任者その他のISMコード及び安全管理システムについて承知している人並びに安全管理システムに関係のある人であって管海官庁が特に指定する人を立ち合わせて下さい。

2. 船舶安全管理認定書に係る審査(船内における安全管理に関する事項についての審査)

適切な適合認定書を有する安全管理会社によって当該船舶が管理されている場合に、対象船舶ごとに船舶の安全管理が適切になされているかどうかを確認するための審査です。当該審査に合格した場合には管海官庁は、船舶安全管理認定書を船舶ごとに1通交付します。安全管理会社は、管理する個々の船舶に船舶安全管理認定書を備え置くこととなります。

(1) 審査の種類及び時期

審査の種類	時 期
船舶安全管理認定書に係る初期審査	船内において行われるべき安全管理に関する事項につき初めて審査を受ける場合(船舶安全管理規程につき船舶の航行の安全の確保に著しい影響を及ぼすおそれのある変更をしようとする場合を含む。)
船舶安全管理認定書に係る更新審査	船舶安全管理認定書の有効期間満了日の6ヶ月前から満了日までの間
船舶安全管理認定書に係る中間審査	船舶安全管理認定書の有効期間の起算日の後の2回目の船舶安全管理認定書審査基準日から3回目の船舶安全管理認定書審査基準日の間

備考:a)「船舶安全管理認定書審査基準日」とは、船舶安全管理認定書の有効期間が満了する日に相当する毎年の日をいいます。

(2) 審査の実施内容

審査の種類	実 施 内 容
-------	---------

船舶安全管理認定書に係る初期審査	<p>①船舶を管理している安全管理会社の適合認定書が有効かつ適切なものであることを確認します。</p> <p>②船舶安全管理規程が備え置かれていることを確認します。</p> <p>③船内において船舶の安全管理が船舶安全管理規程に従つて3月以上有効に実施されていることを確認します。</p> <p>④③の確認内容には、安全管理会社が実施した年1回の内部監査の記録が明記されていることを確認します。</p> <p>⑤必要に応じ、船舶安全管理規程が交付規則第3条第3項各号（第7号を除く。）に規定している要件に適合していることを確認します。</p> <p><船舶を新造した場合等の取扱いについては、VI.参照></p>
船舶安全管理認定書に係る更新審査	<p>①船舶を管理している安全管理会社の適合認定書が有効かつ適切なものであることを確認します。</p> <p>②船舶安全管理規程が備え置かれていることを確認します。</p> <p>③船内において船舶の安全管理が船舶安全管理規程に従つて有効に実施されていることを確認します。</p> <p>④必要に応じ、船舶安全管理規程全般を見直し、当該規程が交付規則第3条第3項各号に規定している要件に適合していることを確認します。</p>
船舶安全管理認定書に係る中間審査	<p>①船舶を管理している安全管理会社の適合認定書が有効かつ適切なものであることを確認します。</p> <p>②船舶安全管理規程が備え置かれていることを確認します。</p> <p>③船内において船舶の安全管理が船舶安全管理規程に従つて有効に実施されていることを確認します。</p>

(3) 審査の申請

審査を受けようとする人は、船舶安全管理規程審査申請書（交付規則第1号様式）とともに以下の書類を船舶の所在地を管轄する管海官庁に提出して下さい。

なお、管海官庁は、必要と認めた場合、追加の資料の提出を要求することがあります。

審査の種類	提 出 書 類
船舶安全管理認定書に係る初期審査	<p>①船舶検査証書の写し及び船舶検査手帳の写し</p> <p>②適合認定書の写し又は仮適合認定書の写し</p>

	③船舶安全管理規程 ④申請に係る船舶に関する主要目を記載した書類 ⑤審査記録簿
船舶安全管理認定書に係る更新審査	①船舶検査証書の写し及び船舶検査手帳の写し ②適合認定書の写し ③船舶安全管理認定書の写し ④前回の審査以降船舶安全管理規程が変更されている場合は、船舶安全管理規程の変更を説明する資料 ⑤審査記録簿
船舶安全管理認定書に係る中間審査	①船舶検査証書の写し及び船舶検査手帳の写し ②適合認定書の写し ③船舶安全管理認定書の写し ④前回の審査以降船舶安全管理規程が変更されている場合は、船舶安全管理規程の変更を説明する資料 ⑤審査記録簿

(4) 審査のための準備

- ① 船舶安全管理規程に関する書類、記録等を確認できるよう準備して下さい。
- ② 審査を受ける際、船長、機関長その他のISMコード及び安全管理システムについて承知している人並びに安全管理システムに関係のある人であって管海官庁が特に指定する人を立ち合わせて下さい。

VI. 仮適合認定書及び仮船舶安全管理認定書について

1. 仮適合認定書及び仮安全管理認定書について

適合認定書又は船舶安全管理認定書を交付するためには、船舶安全管理規程の運用実績の確認を実施する必要がありますが、安全管理会社が新設された場合、船舶を新造した場合、安全管理会社を変更しようとする場合等船舶安全管理規程の運用実績がない場合は、適合認定書及び船舶安全管理認定書を交付できないため、運用実績ができるまでの間は暫定的な措置として2.に掲げる事項を確認した後、仮適合認定書(交付規則第5号様式)又は仮船舶安全管理認定書(交付規則第4号様式)を交付します。

適合認定書又は船舶安全管理認定書が交付されるまでの間は、船舶に仮適合認定書の写し及び仮船舶安全管理認定書を備え置いて下さい。

2. 仮適合認定書及び仮船舶安全管理認定書の交付のための確認事項

(1) 仮適合認定書に係る審査（仮審査）

- ① 船舶安全管理規程が交付規則第3条第3項各号（第7号を除く。）の要件を満たしていること。

(2) 仮船舶安全管理認定書に係る審査（仮審査）

- ① 適合認定書又は仮適合認定書が適切なものであること。
- ② 船舶安全管理規程が交付規則第3条第3項各号（第7号を除く。）に規定している要件を満たしていること。
- ③ 船長及び職員が安全管理システム及びその実施のための計画に精通していること。
- ④ 発航前に説明すべきとされた事項が船内に十分周知されていること。
- ⑤ 3月以内に船舶の内部監査計画があること。
- ⑥ 安全管理システムに係る情報が船員により理解される言語によるものであること。

3. 仮適合認定書及び仮船舶安全管理認定書の交付に係る申請について

仮適合認定書又は仮船舶安全管理認定書の審査を受けようとする場合は、船舶安全管理規程審査申請書（交付規則第1号様式）を安全管理会社の所在地又は船舶の所在地を管轄する管海官庁に提出して下さい。なお、この場合の添付書類については、「V.1.(3)」及び「V.2.(3)」に準じて下さい。

4. 仮適合認定書及び仮船舶安全管理証書の有効期間及び更新

仮適合認定書又は仮船舶安全管理証書の有効期間は、仮審査に合格してから1年とします。更新制度がありませんので当該有効期間までの間に初期審査を受け適合認定書又は船舶安全管理証書の交付を受けて下さい。

5. 仮適合認定書及び仮船舶安全管理認定書の失効

仮適合認定書又は仮船舶安全管理認定書の交付を受けた者が、次の各号に該当することとなったときは、当該仮適合認定書又は仮船舶安全管理認定書は失効します。

- ① 申請者の構築した安全管理システムが交付規則第3条第3項各号（第7号を除く。）に規定している要件に適合しなくなったとき
- ② 申請者の構築した安全管理システムが適正に実施及び維持されていないとき
- ③ 臨時審査を受けるべき事由が生じたにもかかわらず、臨時審査を受けなかつたとき
- ④ 有効期間を経過したとき

- ⑤ 仮適合認定書又は適合認定書が失効した場合における当該認定書に係る仮船舶安全管理認定書

VII. 臨時審査

1. 以下に掲げる場合には、船舶安全管理規程について臨時審査を受けなければならぬこととします。
 - (1) 安全管理会社を変更しようとする場合
 - (2) 安全及び環境保護に関する方針の変更であって、安全管理システムの大幅な変更を実施しようとする場合
 - (3) 船舶安全管理規程に關係する組織を大幅に変更しようとする場合
 - (4) その他管海官庁が必要と認める場合
2. 臨時審査の時期及び受けるべき審査

審査の時期	適合認定書等に係る審査	船舶安全管理認定書等に係る審査
(1) 安全管理会社を変更しようとする場合であって、適合認定書を有する安全管理会社に変更しようとする場合	なし	仮審査
(2) 安全管理会社を変更しようとする場合であって、適合認定書を有していない安全管理会社に変更しようとする場合	仮審査	仮適合認定書交付後に仮審査
(3) 安全及び環境保護に関する方針の変更であって安全管理システムの大幅な変更を実施しようとする場合	仮審査	仮適合認定書交付後に仮審査
(4) 船舶安全管理規程に關係する組織を大幅に変更しようとする場合	仮審査	仮適合認定書交付後に仮審査
(5) その他管海官庁が必要と認める場合	仮審査	仮適合認定書交付後に仮審査

備考：提出書類についてはV.及びVI.参照

VIII. その他

1. (財)日本海事協会(NK)が任意に発給した適合認定書及び仮適合認定書に相

卷

当する認定書（以下「DOC」という。）を所持する安全管理会社についての取扱い
日本海事協会のISMコードに係る審査を受けDOCを発給されている船舶安全管理会社については、当該審査を国が行い、これに認定したものとみなしているため、IV., V., VI., 及びVII.の事項については日本海事協会の規則によることとなります。

この場合、管海官庁による審査及び認定書の交付は省略されます。

【参考資料】

船舶安全管理規程に係る審査の概要

1. 適合認定書及び仮適合認定書に係る審査

- (1) 安全管理会社における安全管理に関する事項についての審査。
- (2) 安全管理会社において、当該会社が管理する全ての適用船舶の安全管理が適切に実施されているかどうかを審査する。
- (3) 審査に合格した場合は、管海官庁が適合認定書及び仮適合認定書の交付又は裏書きを行う。

2. 船舶安全管理認定書及び仮船舶安全管理認定書に係る審査

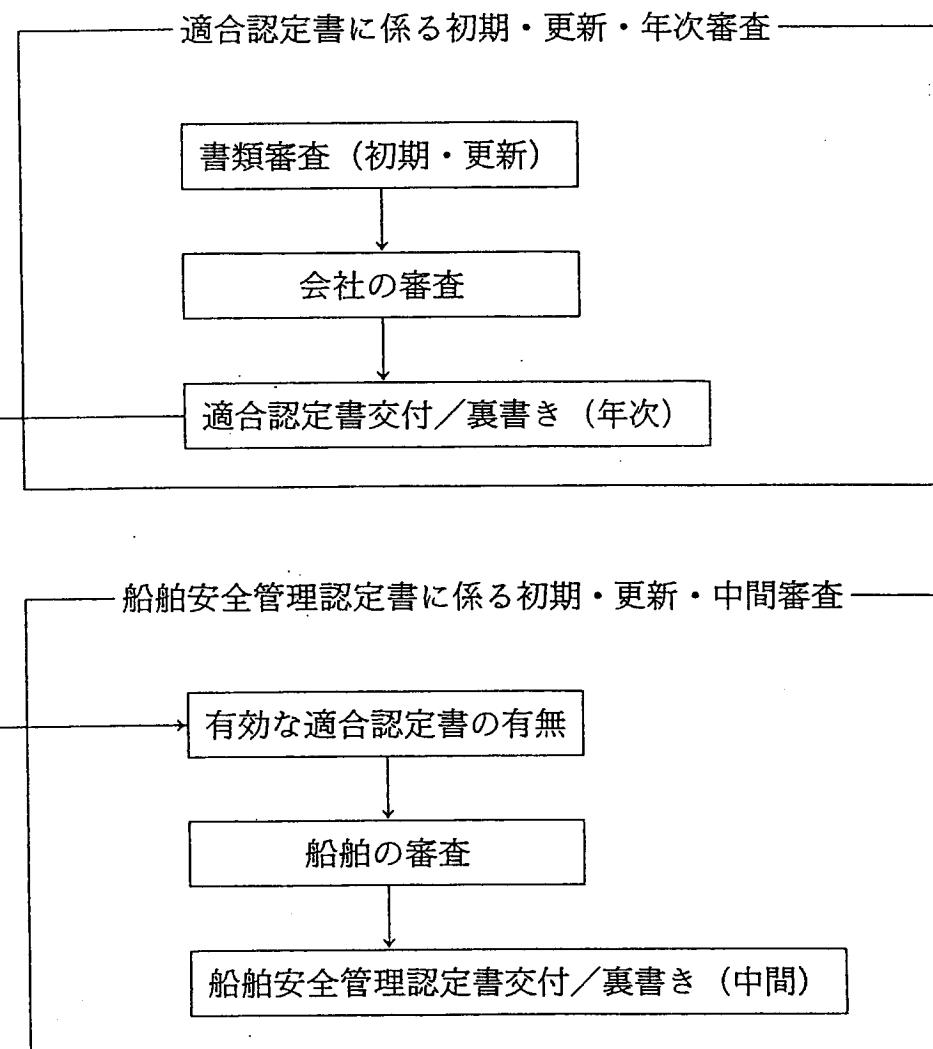
- (1) 船内における安全管理に関する事項についての審査。
- (2) 対象船舶毎に、船内において安全管理が適切に実施されているかどうかを審査する。
- (3) 審査に合格した場合は、管海官庁が船舶安全管理認定書及び仮船舶安全管理認定書の交付又は裏書きを行う。

3. 臨時審査

以下の場合は、臨時審査を受ける必要がある。なお、通達においては、臨時審査において必要となる適合認定書及び仮適合認定書に係る審査並びに船舶安全管理認定書及び仮船舶安全管理認定書に係る審査について説明した。

- (1) 船舶安全管理規程につき、船舶の航行の安全の確保に著しい影響を及ぼすおそれのある変更をしようとする場合

船舶安全管理規程に係る審査の概要



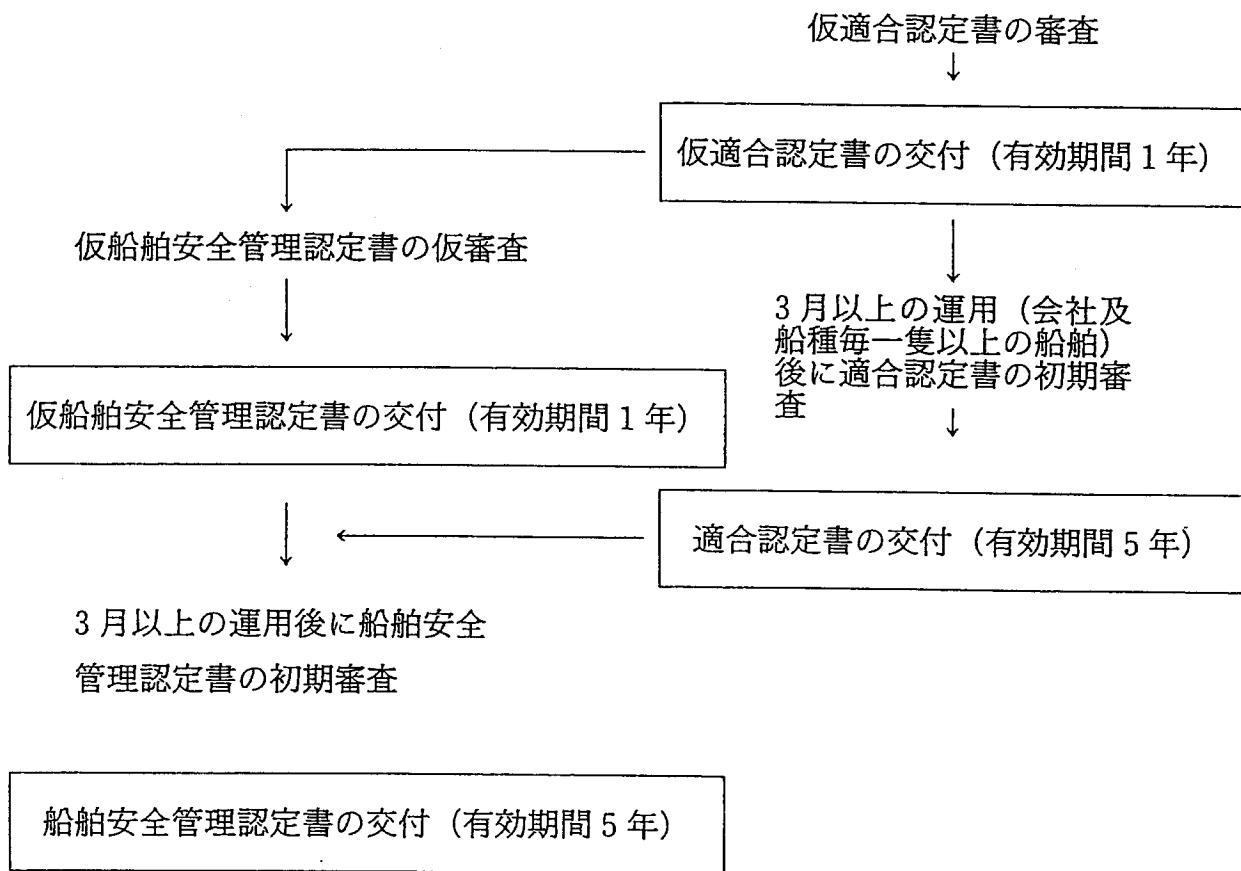
(参考)

- ・適合認定書の有効期間：5年
- ・仮適合認定書の有効期間：1年
- ・船舶安全管理認定書の有効期間：5年
- ・仮船舶安全管理認定書の有効期間：1年
- ・適合認定書に係る年次審査：1年毎
- ・船舶安全管理認定書に係る中間審査：2.5年毎

船舶安全管理規程に係る審査の流れ

I 船舶安全管理規程に係る審査の一般的流れ

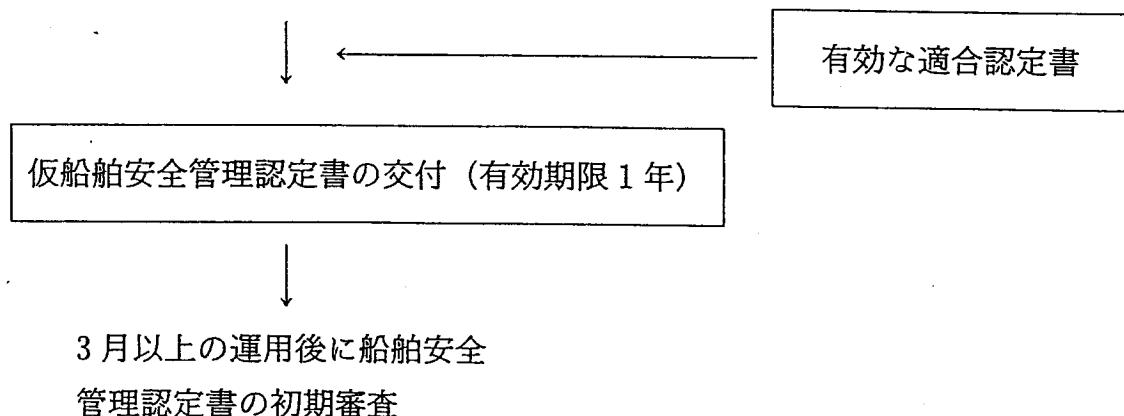
1. 特定された船種に係る適切な適合認定書を有していない安全管理会社により管理される場合

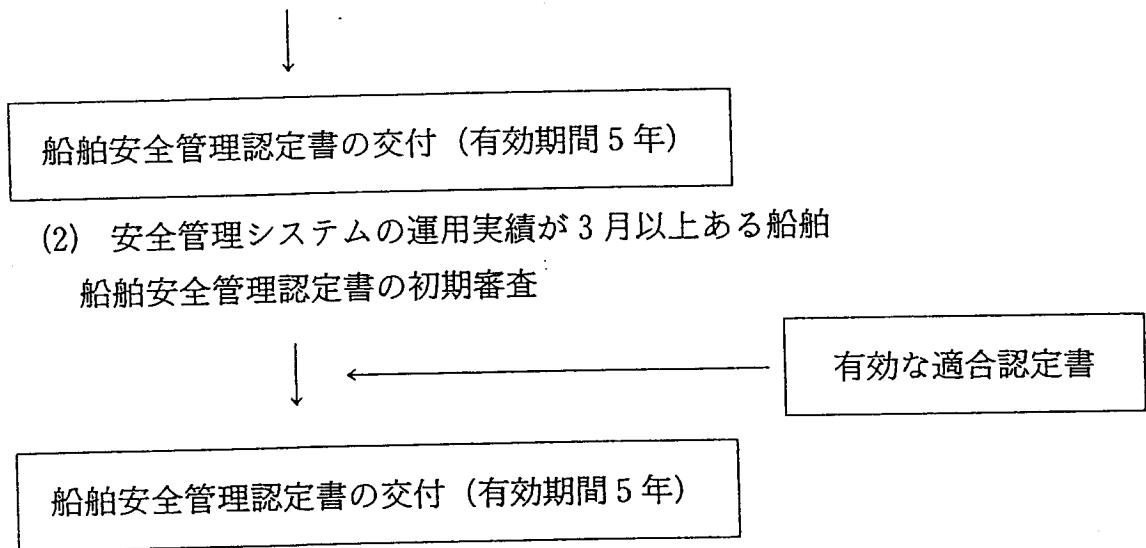


2. 特定された船種に係る適切な適合認定書を有している安全管理会社により管理される場合

- (1) 安全管理システムの運用実績が3月以上ない船舶

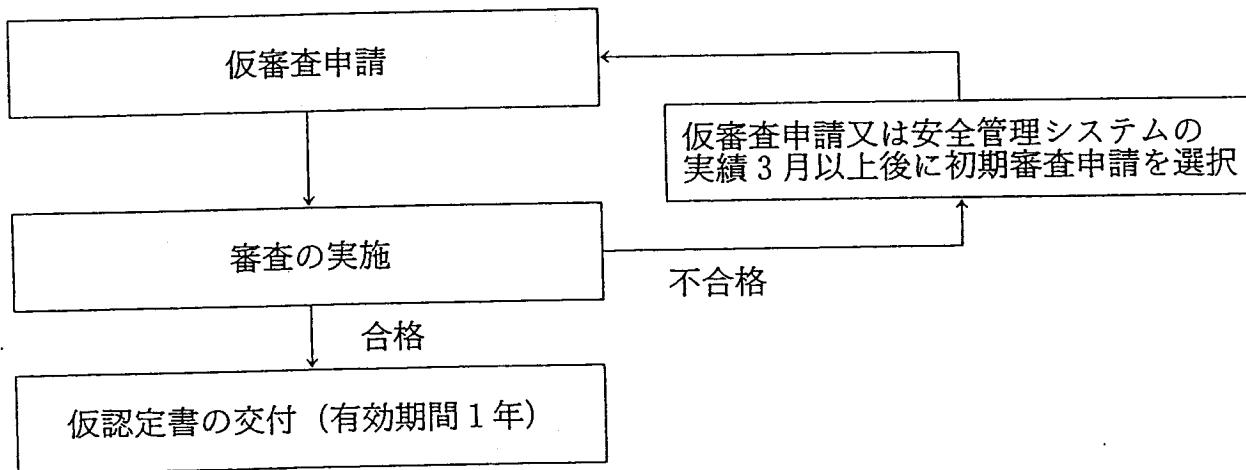
仮船舶安全管理認定書の仮審査



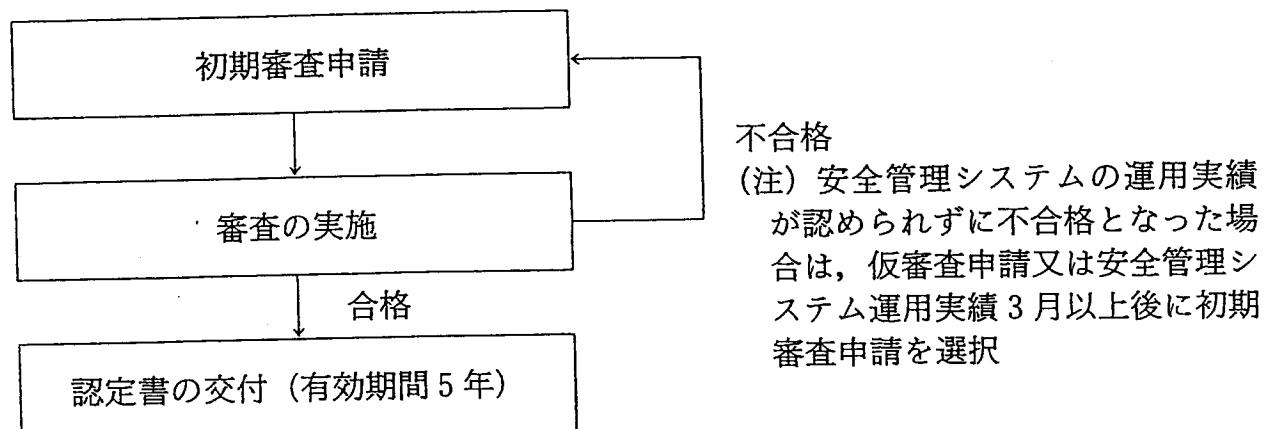


II 船舶安全管理規程に係る審査に不合格となった場合の流れ

1. 仮適合認定書及び仮船舶安全管理認定書に係る仮審査に不合格となった場合

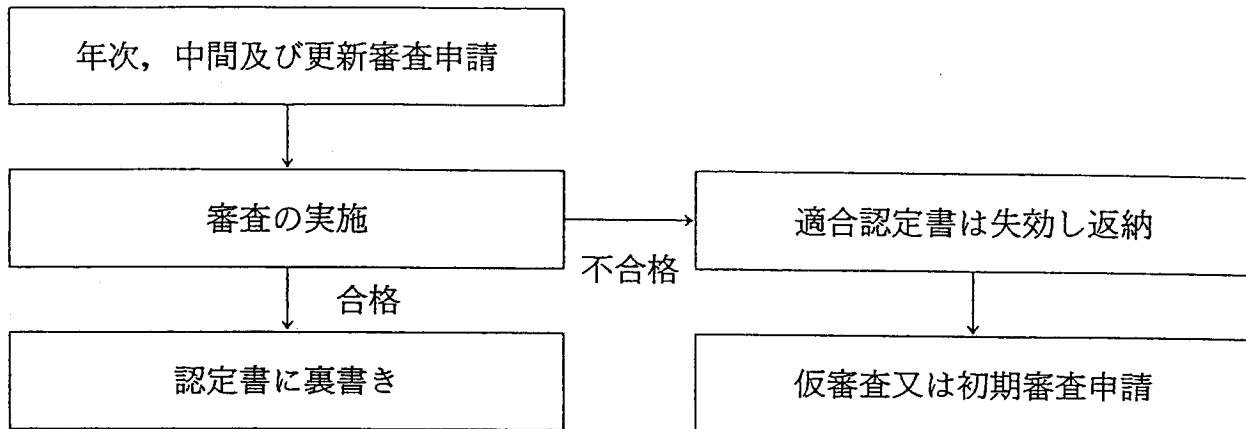


2. 適合認定書及び船舶安全管理認定書に係る初期審査に不合格となった場合

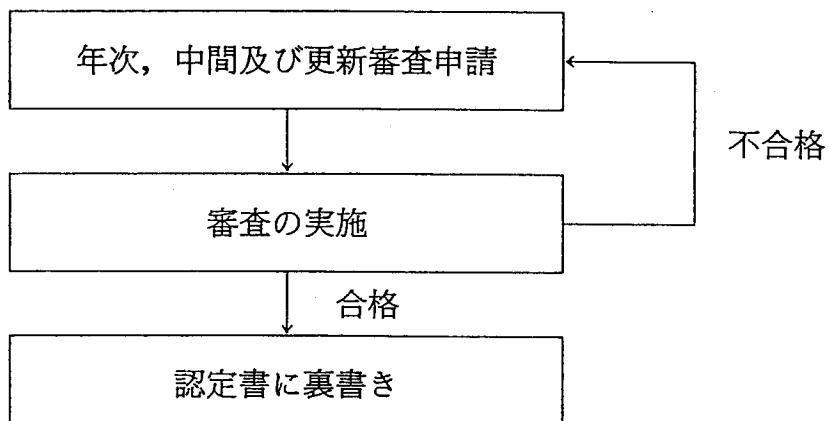


3. 適合認定書及び船舶安全管理認定書に係る年次、中間及び更新審査に不合格となった場合

- (1) 安全管理システムの不実施等交付規則第8条各号が見出されて不合格となった場合

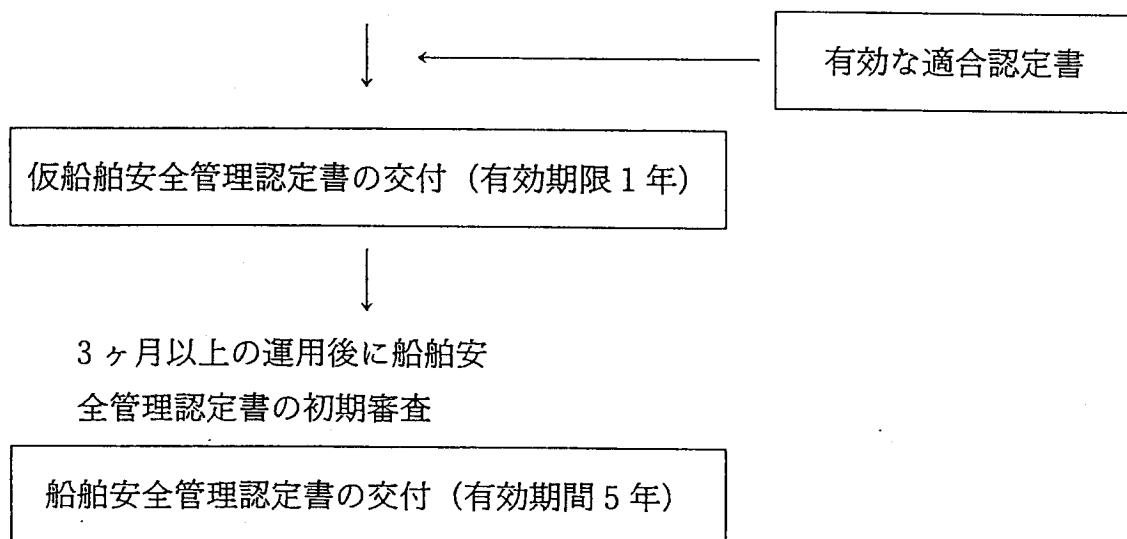


(2) その他の事由により不合格となった場合



III 管理会社変更時の船舶安全管理規程に係る審査の流れ

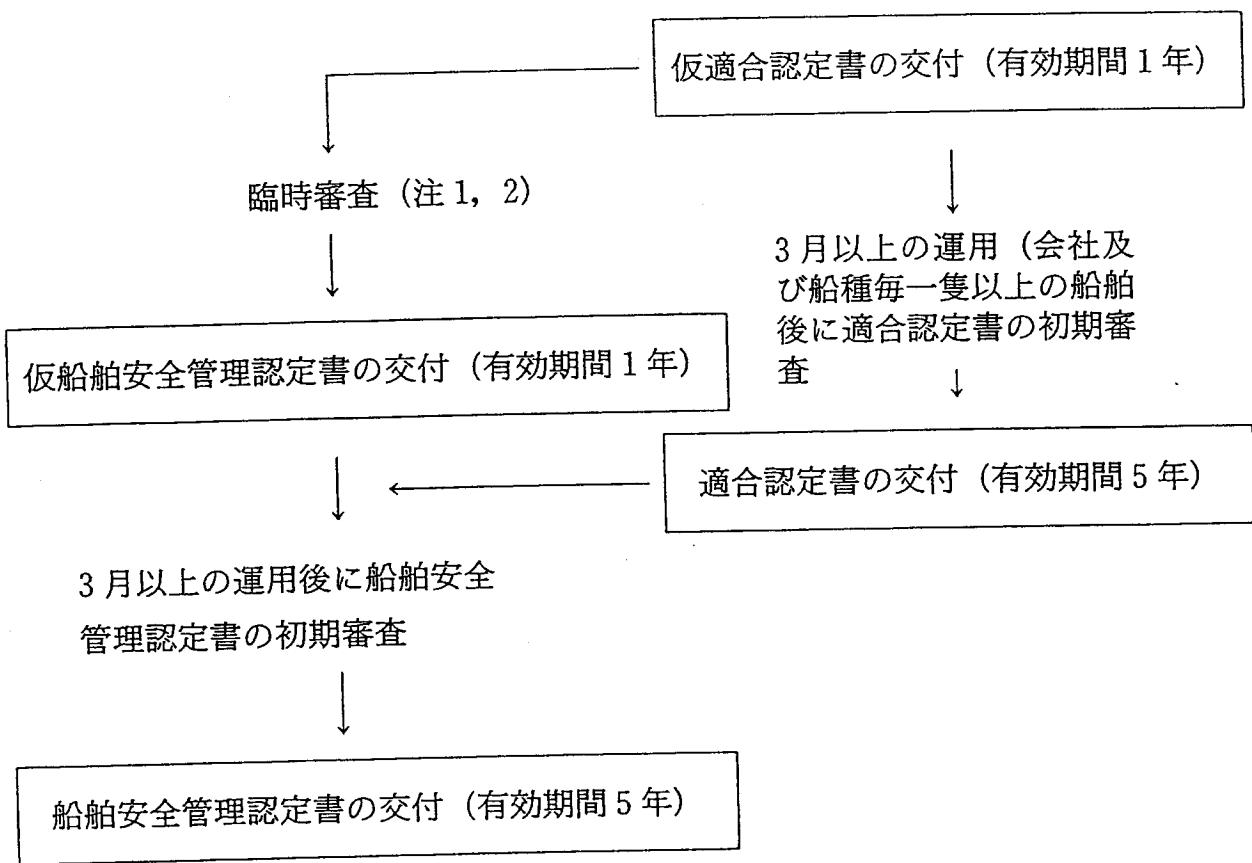
- 船舶が適切な適合認定書を有している安全管理会社により新たに管理される場合
臨時審査(注1, 2)



- 船舶が適切な適合認定書を有していない安全管理会社により新たに管理される場合

仮適合認定書の仮審査





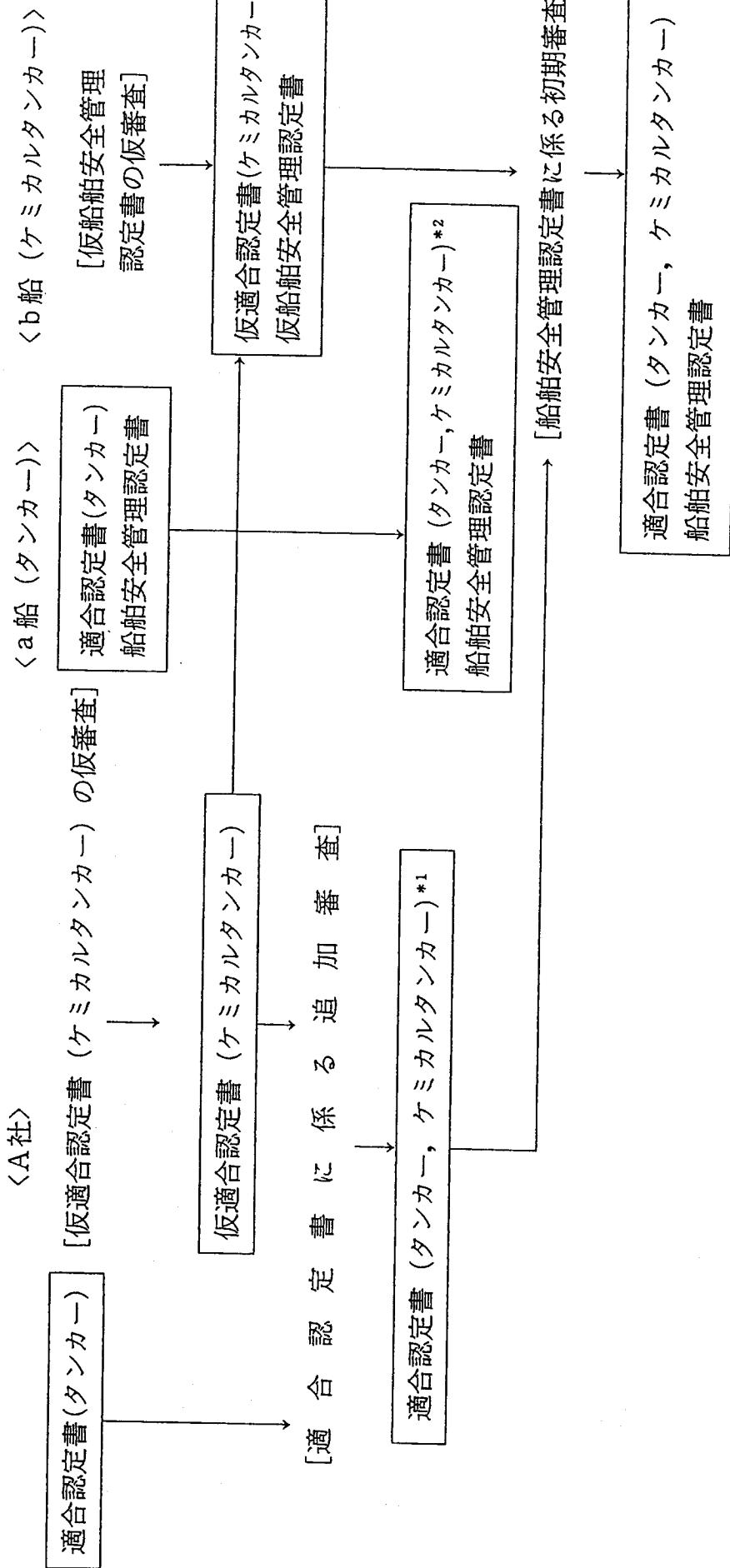
注1：临时審査事由は交付規則第5条第6号

注2：現に有する船舶安全管理認定書は、临时審査に合格し仮船舶安全管理認定書交付時に失効する。

IV 管理する船種を増加させた場合の船舶安全管理規程に係る検査の流れ

例) A社 a船(タンカー)を管理 → a船(タンカー)及びb船(ケミカルタンカー)を管理

(1) 安全管理システムの基本部分は変えないで、ケミカルタンカーに関する手順書の追加等により対処する場合



*1: 有効期間は、交付日から適合認定書(タンカー)の有効期間の満了日まで(5年間より短い)

*2: 適合認定書(タンカー, ケミカルタンカー)が交付された時点では、適合認定書(タンカー)の写しを適合認定書(タンカー, ケミカルタンカー)の写しに差し替える。

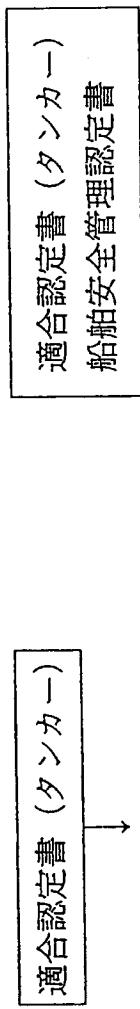
(2) タンカーに適用した安全管理システムをタンカー及び新たに追加したケミカルタンカーの両船種に適用できるよう(に組織を含む)

大幅に変更する場合

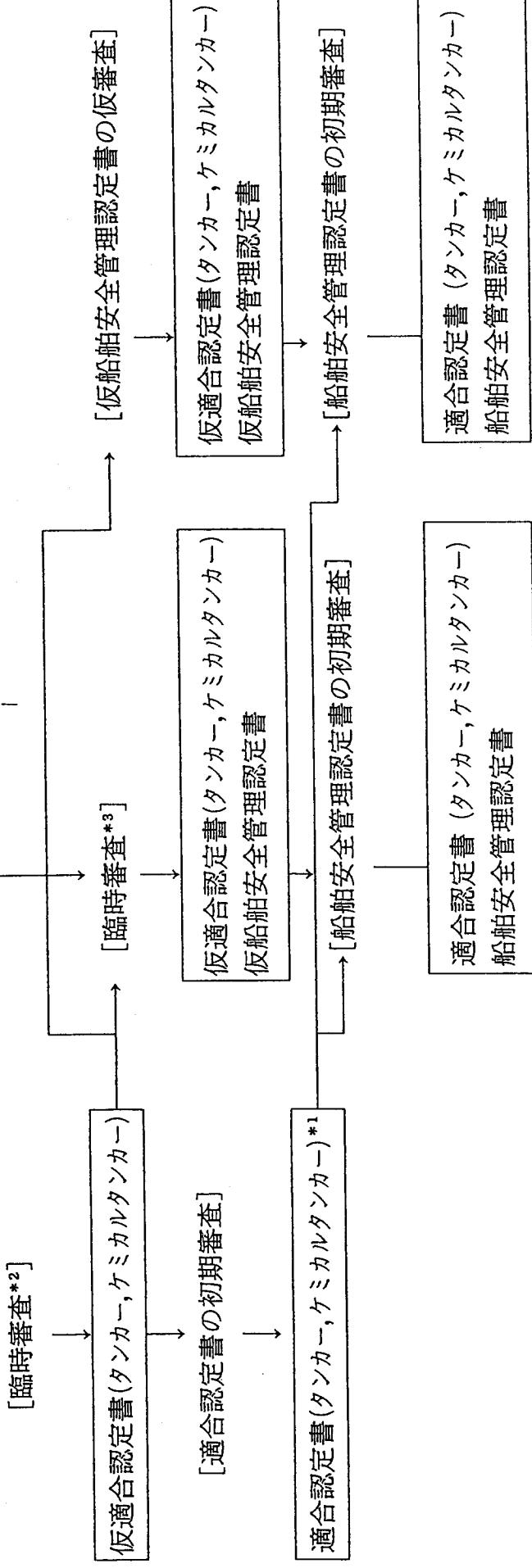
〈A社〉

〈a船(タンカー)〉

〈b船(ケミカルタンカー)〉



〔臨時審査*2〕



* 1：有効期間は、交付日から 5 年間

* 2：適合認定書 (タンカー) に係る臨時審査事由であるが、受けるべき審査の内容は、仮適合認定書 (タンcker,ケミカルタンcker) に係る仮審査となります。

* 3：適合認定書 (タンcker) と船舶安全管理認定書 (タンcker,ケミカルタンcker) のもとで仮船舶安全管理認定書 (タンcker) が生じたことによる臨時審査であるが、受けるべき審査の内容は、仮適合認定書 (タンcker,ケミカルタンcker) のもとで仮船舶安全管理認定書 (タンcker) が適正に実施し、維持されることを確認することとなり、審査に合格すれば仮船舶安全管理認定書が交付されます。